

これからの水道料金のあり方について

経営戦略プラン策定と料金体系の見直し・統一

平成27年7月

松江市上下水道局

1. 松江市の概要

行政区域内人口 205, 725人
世帯数 86, 846世帯 (平成26年12月末現在)

松江市は、宍道湖、中海を有する国際文化観光都市であり、平成17年、平成23年の市町村合併により、市域は573km²、人口は約21万人となった。

現在、中核市への移行に向け「中核市移行準備室」を設置し、権限移譲に関する島根県との調整や保健所の新設など準備を進めて5年後の実現を目指している。

松江市の予算規模(平成26年度)

一般会計	1,004億7,800万円
特別会計	459億1,299万円
うち、簡易水道事業	25億8,583万円
公営企業会計	409億6,720万円
水道事業	70億6,161万円
下水道事業	147億7,871万円
ガス事業	29億1,729万円
自動車運送事業	11億6,408万円
駐車場事業	1億6,520万円
病院事業	148億8,031万円
合 計	1,873億5,819万円

2. 市町村合併に伴う松江市の水道事業認可数の状況

合併前の各市町村の認可数		
松江市	上水道事業	1
	簡易水道事業	11
松江鹿島水道企業団	上水道事業	1
鹿島町	簡易水道事業	2
島根町	簡易水道事業	3
美保関町	簡易水道事業	6
八雲村	簡易水道事業	4
	飲料水供給施設等	2
玉湯町	上水道事業	1
	簡易水道事業	1
宍道町	簡易水道事業	5
斐川宍道水道企業団	上水道事業	1
八束町	簡易水道事業	1
東出雲町	上水道事業	1
	簡易水道事業	4
合計	上水道事業	3(2)
	簡易水道事業	37
	飲料水供給施設等	2



現松江市の認可数	
上水道事業 計画給水人口 194,630人	3 (1)
簡易水道事業	26
飲料水供給施設等	2

()内は一部事務組合の事業数。松江鹿島水道企業団は松江市と鹿島町の合併で解散。斐川宍道水道企業団は出雲市と一部事務組合で継続運営。

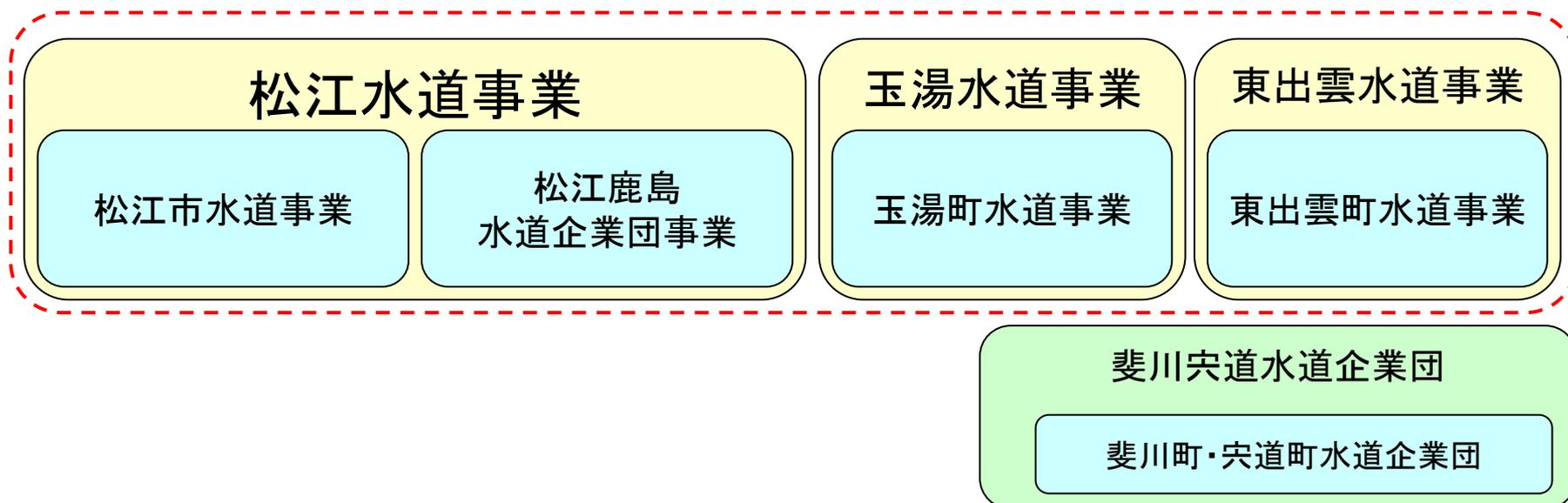
3. 松江市給水区域図



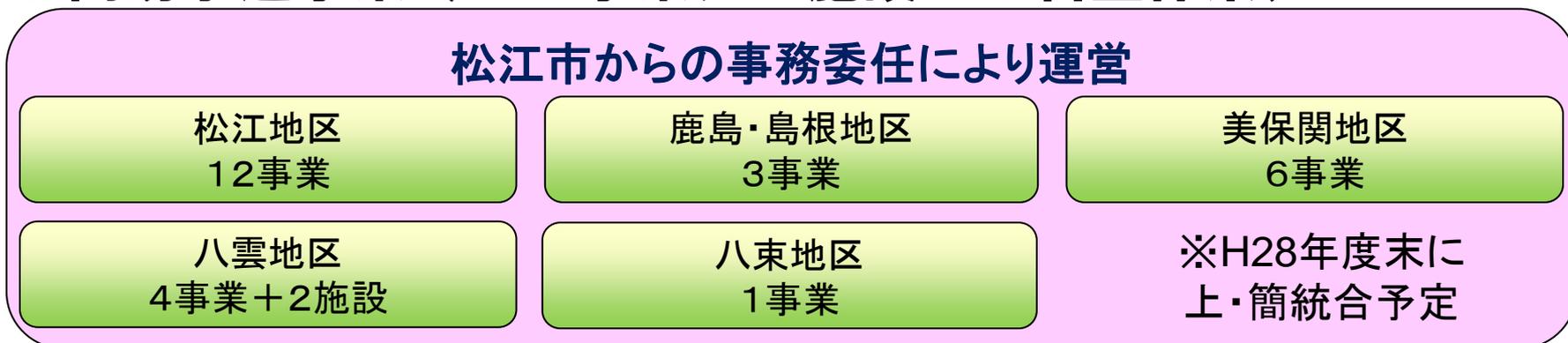
上水道3事業
簡易水道26事業
飲料水供給施設1施設
簡易給水施設1施設

4. 松江市における水道料金の体系

◎上水道事業（3事業、1料金体系） 平成27年1月料金統一



◎簡易水道事業（26事業、2施設 6料金体系）



5. 改定前の各地区の水道料金

旧松江市水道事業給水区域

改定年月日	メーター口径	基本料金	給水料金(1ヶ月、使用水量1㎡につき)	
平成 18年10月1日	13mm	550	10㎡までの分	71
	20mm	1,100	10㎡を超え20㎡までの分	151
	25mm	2,600	20㎡を超え40㎡までの分	270
	40mm	8,200	40㎡を超え60㎡までの分	300
	50mm	14,000	60㎡を超える分	310
	75mm	38,000		
	100mm	77,700		
	150mm	211,100	公衆浴場の給水料金は、1㎡につき106円とする。	

旧松江鹿島水道事業給水区域

改定年月日	メーター口径	基本料金	給水料金(1ヶ月、使用水量1㎡につき)	
平成 15年4月1日	13mm	550	10㎡までの分	75
	20mm	1,100	10㎡を超え20㎡までの分	160
	25mm	2,600	20㎡を超え40㎡までの分	260
	30mm	4,000	40㎡を超え60㎡までの分	325
	40mm	8,200	60㎡を超える分	385
	50mm	14,000	※臨時用	
	75mm	38,000	基本料金	2,770
	100mm	77,700	給水料金(1㎡につき)	500
	150mm	211,100		

旧東出雲町水道事業給水区域
ア 基本料金及び超過料金

改定年月日	種別	用途	基本料金 (1ヶ月、メーター1個につき)		超過料金 (1ヶ月、使用水量1㎡につき)
			水 量	金 額	
平成 9年4月1日	専用	一般用	8㎡まで	1,040	8㎡を超え30㎡までの分
					180
					30㎡を超え50㎡までの分
		210			
		50㎡を超える分			
		320			
	団体用 営業用	10㎡まで	1,600	10㎡を超え30㎡までの分	240
				30㎡を超え50㎡までの分	300
50㎡を超える分				360	
臨時用	10㎡まで	3,000	10㎡を超える分	420	
共用	8㎡まで	1,040	8㎡を超える分	180	

備考
 1 「一般用」とは、営業用、団体用又は臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
 2 「営業用」とは、病院、旅館、料理店、飲食店又は娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。
 3 「団体用」とは、公共団体及び公共的団体の用に水道を使用する場合をいう。

イ メーター使用料

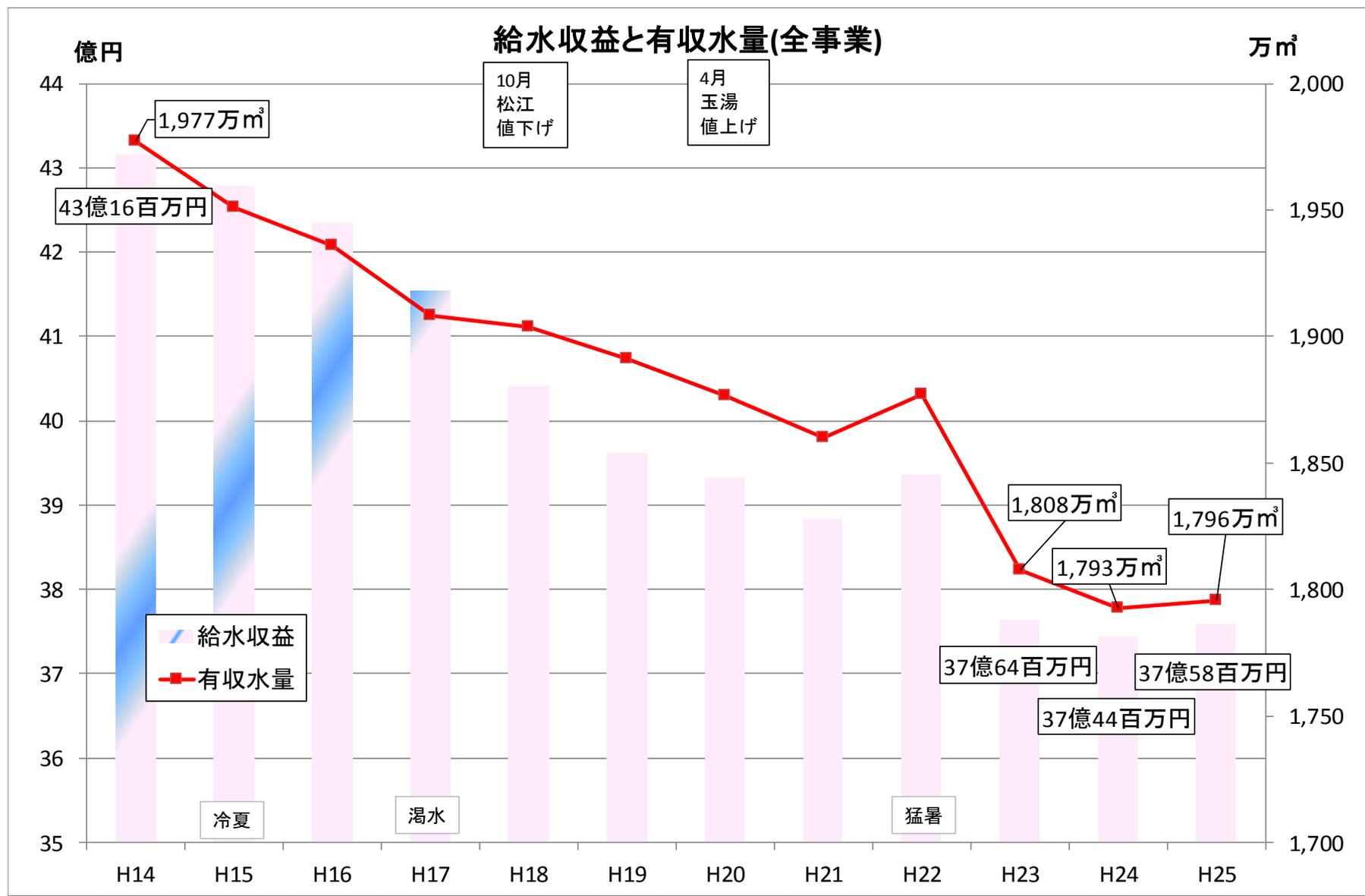
メーター口径	金額(1ヶ月、メーター1個につき)
13mm	70
20mm	140
25mm	160
40mm	290
50mm	1,350
75mm	1,550
100mm	2,600

旧玉湯町水道事業給水区域

改定年月日	種別	用途	基本料金 (1ヶ月、メーター1個につき)		超過料金 (1ヶ月、使用水量1㎡につき)
			水 量	金 額	
平成 19年4月1日	専用	一般用	8㎡まで	958	8㎡を超え30㎡までの分
					151
					30㎡を超え50㎡までの分
					188
					50㎡を超え100㎡までの分
					215
					100㎡を超え150㎡までの分
					238
	150㎡を超え200㎡までの分				
	272				
200㎡を超え250㎡までの分					
290					
250㎡を超える分					
310					
	営業用	20㎡まで		4,200	一般用と同じ
	臨時用	1㎡まで		310	1㎡を超える分
					310
	共用		1戸につき8㎡まで	958	一般用と同じ

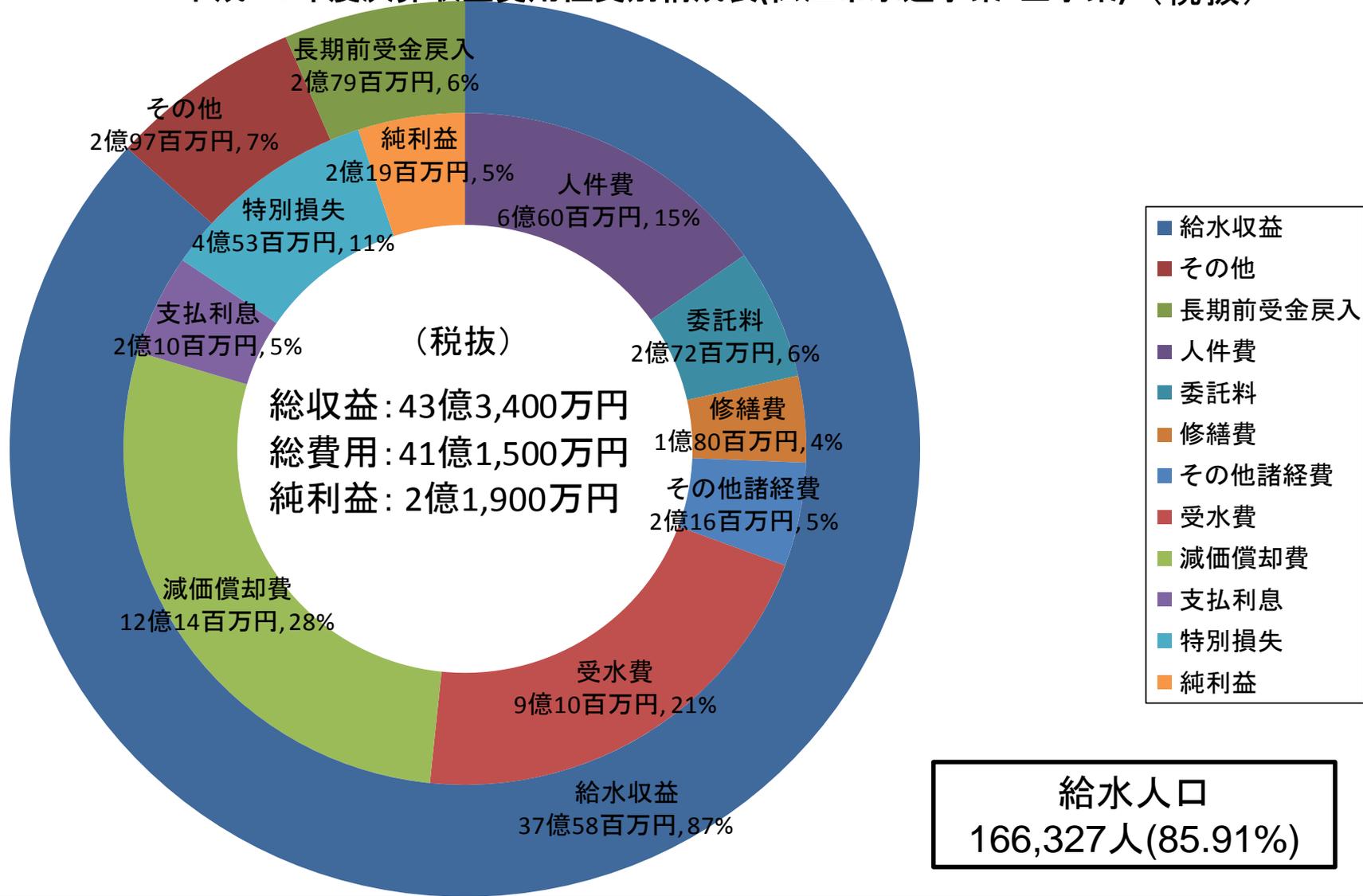
備考
 1 「一般用」とは、営業用又は臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
 2 「営業用」とは、病院、旅館、料理店、飲食店又は娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。

6. 松江市上水道事業の給水状況



7. 松江市の上水道事業の経営状況

平成25年度決算収益費用性質別構成表(松江市水道事業・全事業) (税抜)

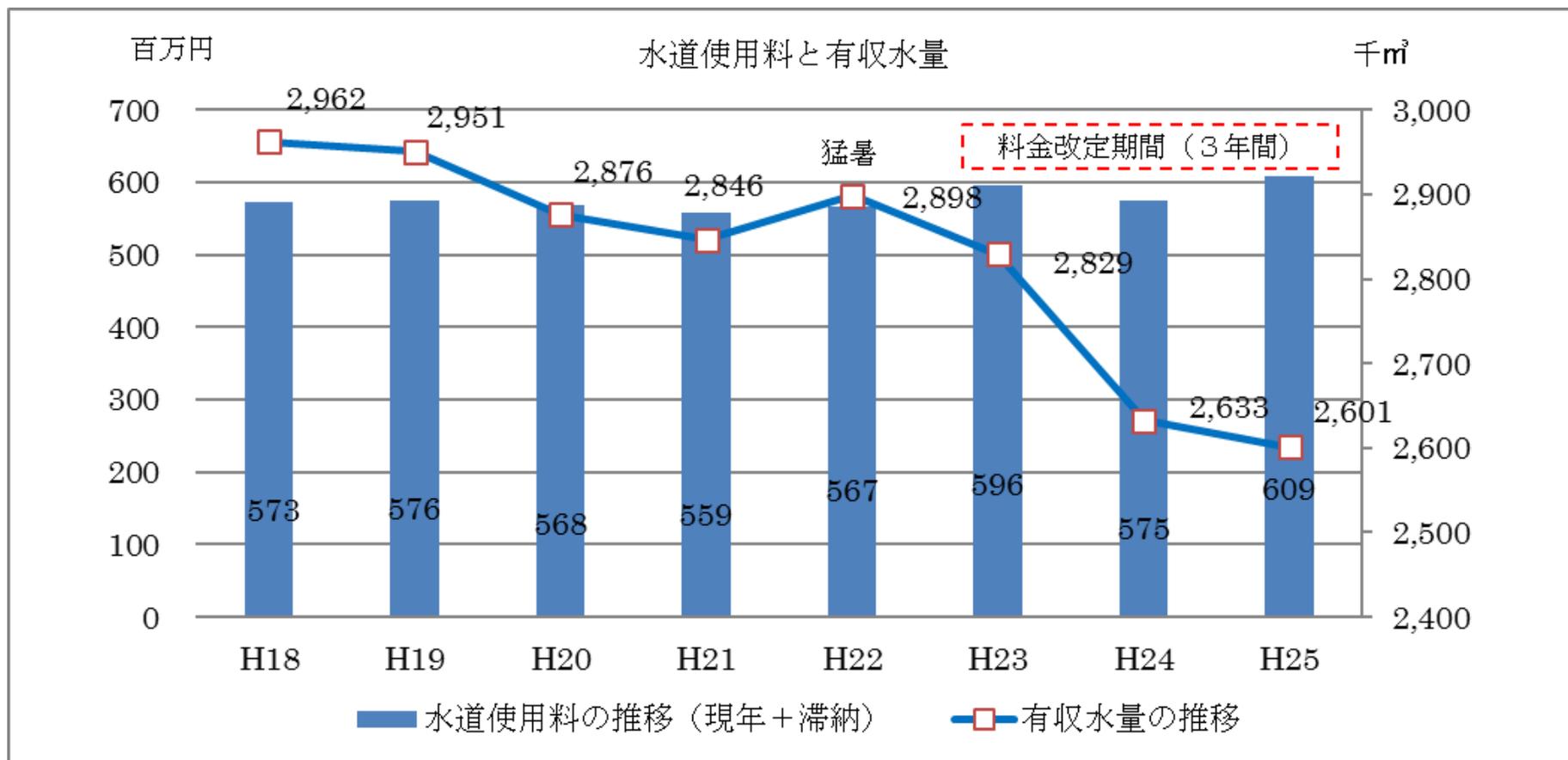


8. 松江市の簡易水道事業の給水状況

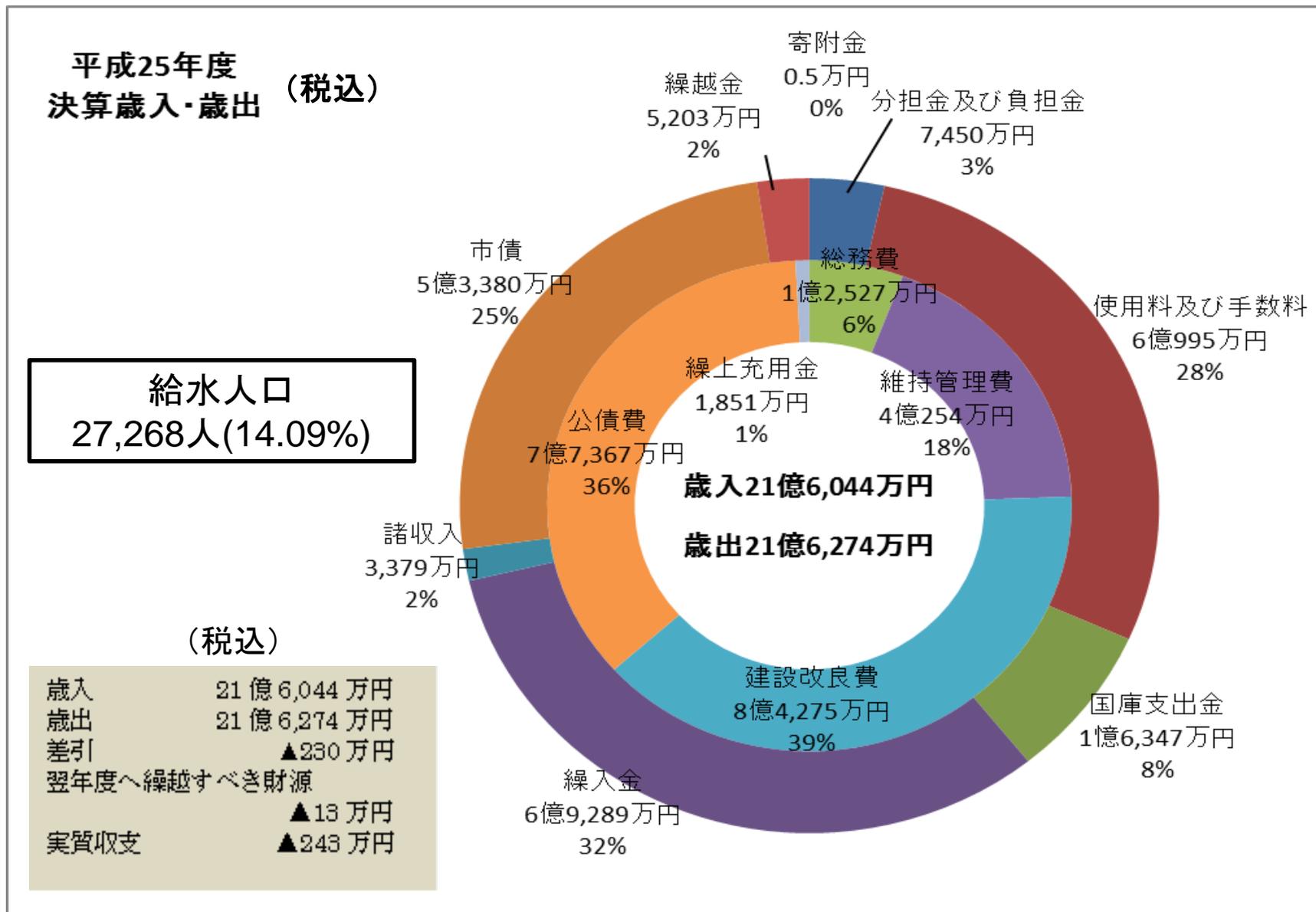
有収水量・有収率

○有収水量は、2,601千 m^3 、減少の傾向は継続

○有収率は、85.6%



9. 松江市の簡易水道事業の経営状況



10. 松江市における簡易水道の状況

1. 現状

- ・平成14年度から事務委任（市長→水道事業管理者）
- ・現在、簡易水道26事業、小規模水道2施設を運営

2. 経営状況

- ・約21億円の歳出に対し料金収入は6億円余り
（30%程度・・・平成25年度実績）
- ・残りは補助金、繰入及び起債などで賄っている
（独立採算による経営が困難・・・福祉水道）

3. 課題

- ・高料金対策繰出金
年間2億3千万円（H25年度）⇒0円（上水道統合）

11. 地方公営企業繰出金の通知【簡易水道事業】

1. 簡易水道の建設改良繰出金 (H25松江市・約3億9千万円)
2. 簡易水道の高料金対策繰出金 (H25松江市・約2億3千万円)
3. 簡易水道未普及解消緊急対策事業繰出金 (H25松江市・なし)
4. 簡易水道法適化・統合推進繰出金 (H25松江市・約450万円)

高料金対策繰出金

繰出し基準(平成26年度)

【上水道事業】

末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量1m³当たりの資本費及び給水原価がそれぞれ次の要件を満たすもの

- ① 資本費 164円以上
(H25松江市 110円)
- ② 給水原価 261円以上
(H25松江市 199円)

【簡易水道事業】

前々年度における当該事業の有収水量1m³当たりの資本費及び供給単価がそれぞれ次の要件を満たすもので

- ① 資本費 173円以上
(H25松江市 344円)
- ② 供給単価 167円以上
(H25松江市 234円)

12. 本市の水道料金の現状と課題

- 高度経済成長期に水需要は増加
 - 水源に乏しく、昭和48年大渇水を経験
- 島根県水道用水供給事業(飯梨川水道)に参画
 - 水源開発等、幾多の拡張事業を繰り返す
- 昭和50年代 5回の料金値上げ
 - 料金は実に6倍近くの水準に引き上げる結果に
- 昭和51年 用途別→口径別料金体系へ
(2部料金制+逦増型料金体系)
・・・大口需要の抑制と低廉な生活用水を供給

- 昭和59年に29.49%の料金値上げ
- その後は消費税関係で値上げしたものの平成6年、7年と小口を中心に値下げ(政策的見地)

- 平成18年には行財政改革の成果、第一次経営戦略プランの成果を原資として大口を中心に5.14%の料金値下げ
(大口と小口の負担の公平性の観点)

水道料金の課題

- ①給水料金単価に4.4倍の逡増格差→更なる負担の公平性
- ②給水収益に占める基本料金の割合が2割程度
→需要の減少が収益の減少に直結
- ③地下水利用の大口需要者がバックアップのため水道接続

13. 2つの経営戦略プランとその効果

【平成15年当時・抱える課題】

- ・尾原ダムからの受水開始に伴う受水費負担
- ・尾原ダム受水関連事業費の増嵩
- ・類似都市に比べ低い労働生産性



より高い水道サービスをめざして！

平成16年1月

中期的な水道事業の経営指針として「第一次
松江市水道事業経営戦略プラン」を策定

(計画期間：平成16～25年度)

(1) 第一次経営戦略プランの基本的な考え方

① 経営基盤の強化

② 民間的経営手法の導入

③ 安全で良質な水の安定供給

④ 情報公開の推進

⑤ 尾原ダムへの参画問題

⑥ その他主要課題

(2) 第一次経営戦略プランの成果

①労働生産性の向上（営業部門委託化→人件費の削減）

H17年4月114人 → H26年4月68人

▲46人 ▲40%、▲3億4,500万円

※ 退職者不補充、個別事業委託化・嘱託職員化推進

②建設改良事業の大幅な見直し

尾原受水関連施設の新設を既設利用に転換

平成21, 22年度には7億円を超える純利益

当初26%の値上げを想定

尾原受水開始に伴う料金値上げを回避

(3) 環境変化に伴う新たな課題(第一次経営戦略プラン策定以降)

その後、H17、H23年の市町村合併（1市8町村）や、尾原受水開始に伴う受水費負担、簡易水道の統合問題、下水道との組織統合など、本市の水道事業を取り巻く環境が大きく変化してきた。

① 少子高齢化による人口減少、大口需要者の地下水利用による収益の減少

② 老朽管、老朽施設の更新・耐震化に伴う事業の増加

③ 簡易水道の統合問題、上下水道の融合一体

④ 経営健全化に向けた更なる行財政改革の取り組み

⑤ 料金体系における負担の公平性からの見直し
(逡増度の緩和、市内統一料金化)

⑥ 技術職員の減少と技術の継承問題

(4) 第二次経営戦略プランの策定と推進委員会の設置

今後の水道事業の方向性を明示し、
健全経営を持続できるよう事業運営の指針として

「第二次松江市水道事業経営戦略プラン」を策定

基本理念

(平成24年度)

「市民に信頼され、未来へつなぐ水道事業」

経営戦略プラン個別実施計画を策定 → 具体的な事業に着手

事業の進捗管理のため

平成24年10月

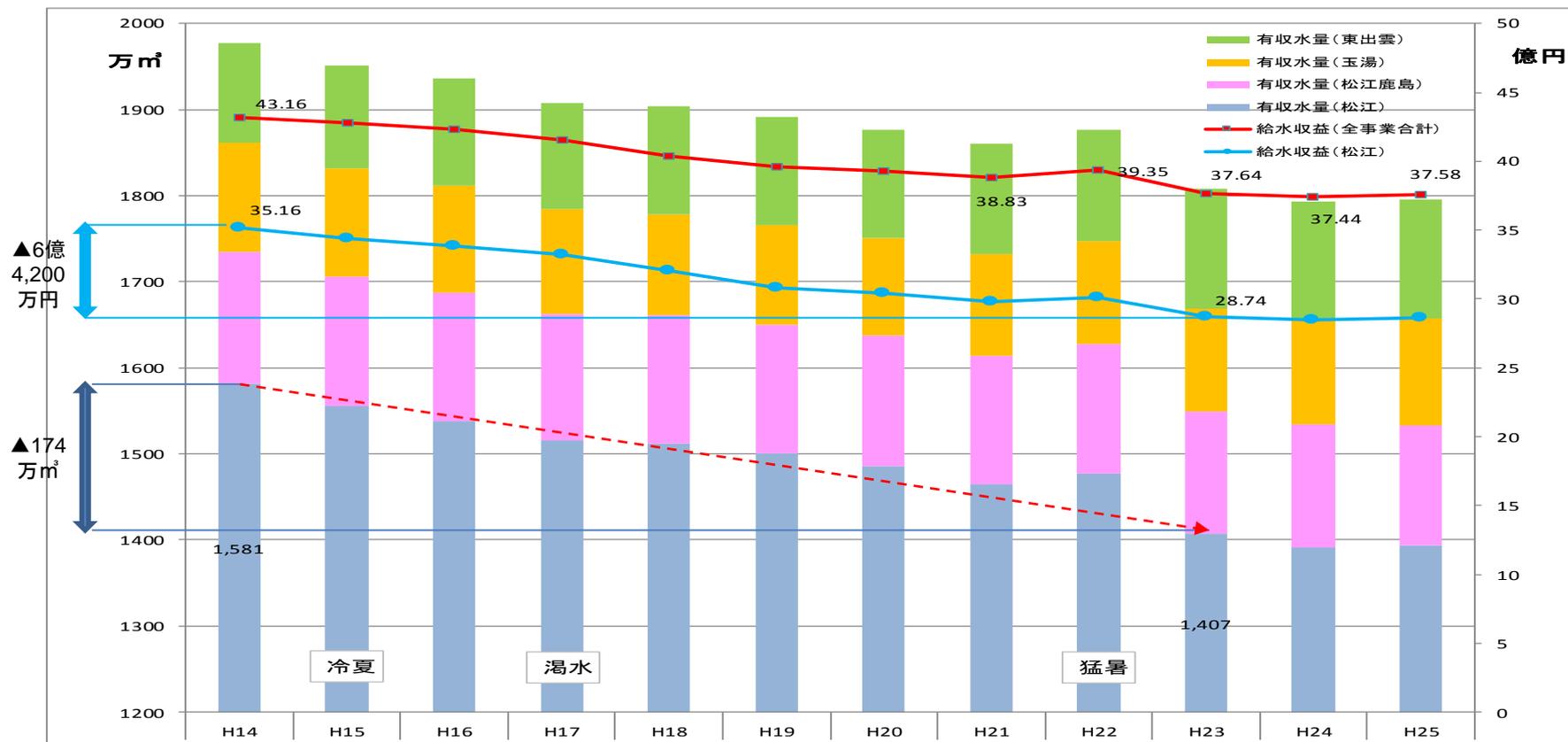
第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会を設置

14. 今後の水道経営の見通し

(1) 有収水量と給水収益の推移

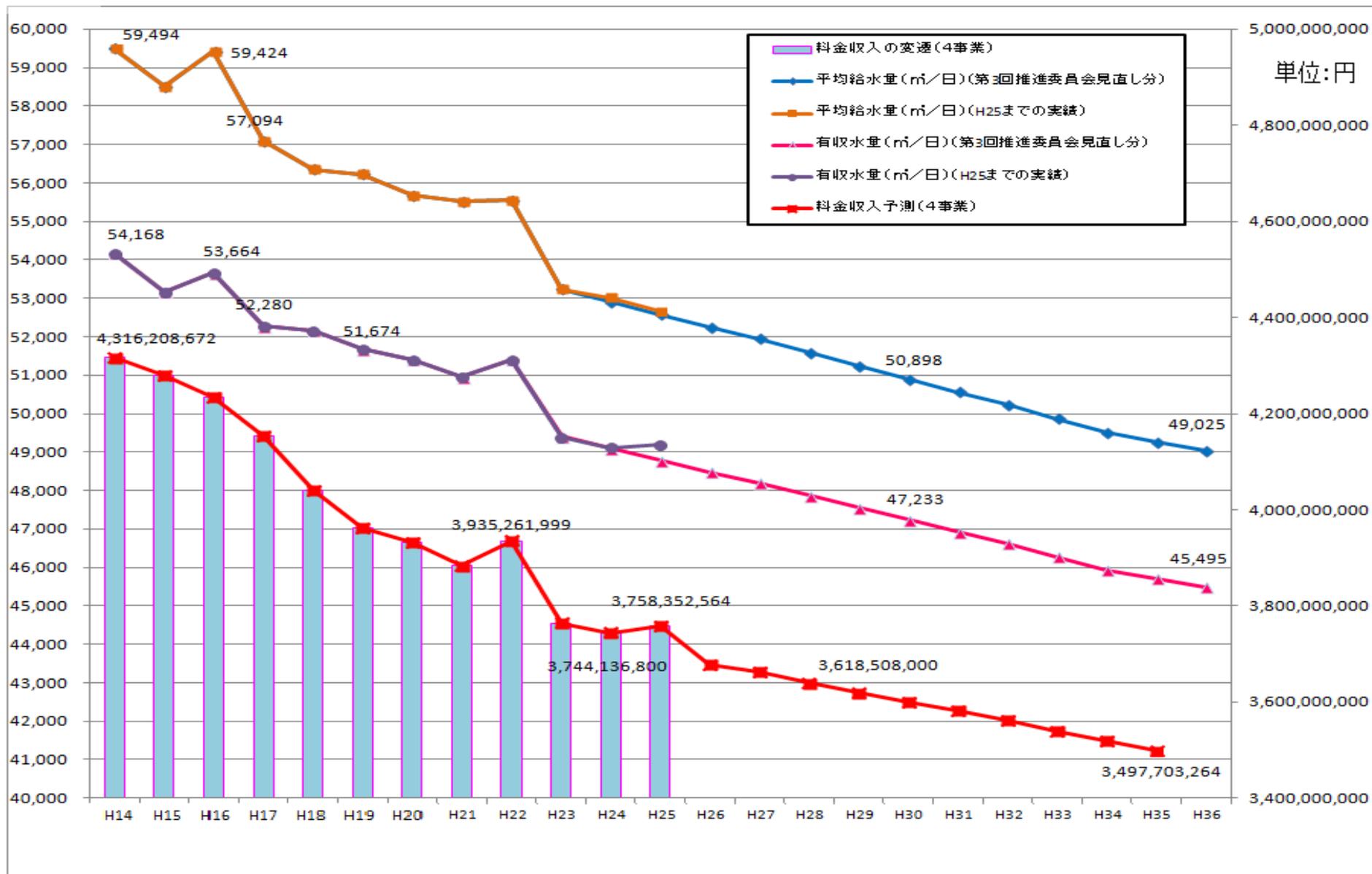
旧松江市水道事業の給水量（市街地を中心に給水）

近年、人口の減少、節水意識の高まり、節水機器の普及により、給水量・減少傾向で推移 → 料金収入も連動して減少



(2) 有収水量と給水収益の見通し

単位: m³



(2) 建設改良費

本市の水道事業

大正7年の創設から96年が経過

→自己水源系の施設(忌部浄水場、千本ダム)や
老朽管の更新・耐震化が必要

耐震化事業の推進

- ・ 管路耐震化 救急指定病院、公設避難所等への配水管を優先 (10年間で基幹管路を100%耐震化)
- ・ 耐震診断結果→耐震化計画策定 (ダウンサイジング) →実施



今後10年間の建設改良事業費として約200億円が必要

改定前の料金体系のまま企業債残高を給水収益の2倍程度に抑制した場合→平成37年度に資金不足となる見通し

15. 経営戦略プラン推進委員会での審議

平成24年度に設置した外部委員会で料金体系のあり方について集中的に審議

平成25年10月

「持続可能な水道システムを構築するための料金体系のあり方について(報告)」 → **市長へ提言**

・提言内容

基本料金と給水料金の割合

- …安定収入の確保と小口利用者への影響配慮し、当分の間は**4対6程度**に見直すことが適当

逡増度の緩和

- …受益者間の公平性を確保し、大口需要者の地下水利用転用を抑制するため必要

16. 市民への周知と議会への説明

料金改定に向けての手順（推進委員会設置～シンポジウム開催）

- ・ 平成24年10月
第二次松江市水道事業経営戦略プラン推進委員会設置
（料金のあり方を集中審議）
- ・ 平成25年10月
推進委員会から
「料金体系のあり方（報告）」を市長に提言
- ・ 議会への事前説明、公民館長会・自治会連合会長会等への説明
- ・ 地域協議会、公民館ごとの地域説明会（24か所・約600名）
- ・ 平成26年6月 公開シンポジウム
「みんなで支える未来の水循環システムを考える」（400名参加）

平成25年10月
「持続可能な水道システムを構築するための料金体系のあり方について(報告)」 → 市長へ提言



平成26年6月

公開シンポジウム

「みんなで支える未来の水循環システムを考える」

約400名の市民参加



17. 料金審議会の設置

- ・ 料金審議会（平成26年5月設置～ 3回開催・7月11日答申）
有識者や各種団体、住民代表など13名で構成

料金算定期間：平成27年度から平成31年度までの5年間

＜財政推計と諮問内容＞

- ・この間の収益的収支は2億円程度の黒字で推移
- ・起債借入を一定程度に抑制するため
- ・資本的収支不足額が毎年20億円に上り、
- ・内部留保資金残高が急激に減少、
- ・平成37年度に資金不足に陥ると推計
- ・資金不足を回避し、後年度負担を抑制するため
- ・平均改定率5.5%（年間約2億円の料金収入増）の料金改定を諮問

(1) 財政推計(収益的収支・実績及び見込)

新会計基準

(単位:百万円)

項 目		22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度見込	26年度見込	
収益的収支	収入	給水収益	3,646	3,764	3,743	3,725	3,678
		一般会計繰入金	17	36	27	55	59
		長期前受金戻入益	0	0	0	268	281
		その他の収益	227	115	179	254	280
		水道事業収益 ①	3,890	3,915	3,949	4,302	4,298
	支出	人件費 ※1	713	710	689	720	758
		委託料 ※2	221	248	272	285	217
		修繕費 ※3	311	191	295	257	260
		その他の費用	334	195	209	710	277
		受水費	336	903	910	910	877
		減価償却費	947	1,104	1,129	1,185	1,204
		資産減耗費	48	39	17	45	101
		支払利息	206	225	218	210	204
		水道事業費用 ②	3,116	3,615	3,739	4,322	3,898
単年度純利益 ① - ②	774	300	210	△ 20	400		

(2) 財政推計 (収益的収支・H27年度～H31年度)

(単位:百万円)

← 料金算定期間 →

項	目	27年度計画	28年度計画	29年度計画	30年度計画	31年度計画	合計 (H27～H31)
収入	給水収益	3,662	3,639	3,619	3,599	3,582	18,101
	一般会計繰入金	49	46	44	41	39	219
	長期前受金戻入益	261	263	264	262	256	1,306
	その他の収益	275	271	242	217	291	1,296
	水道事業収益 ①	4,247	4,219	4,169	4,119	4,168	20,922
収益的収支 支出	人件費 ※1	757	762	698	669	756	3,642
	委託料 ※2	307	307	310	310	309	1,543
	修繕費 ※3	268	268	268	268	268	1,340
	その他の費用	190	190	190	189	189	948
	受水費	877	877	877	877	877	4,385
	減価償却費	1,222	1,265	1,292	1,308	1,275	6,362
	資産減耗費	141	127	111	105	132	616
	支払利息	196	189	182	175	167	909
	水道事業費用 ②	3,958	3,985	3,928	3,901	3,973	19,745
単年度純利益 ① - ②	289	234	241	218	195	1,177	

(3) 財政推計(資本的収支・実績及び見込)

(単位:百万円)

項		目	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度見込	26年度見込	
資本的収支	収入	企業債	0	200	295	283	300	
		国庫補助金	67	63	51	93	186	
		一般会計繰入金	17	425	43	35	38	
		その他収入	420	209	182	380	163	
		計 ③	504	897	571	791	687	
	支出	建設改良費 ※4	拡張費	1,288	972	807	1,427	1,275
			改良費	580	259	208	237	467
			消費税	650	670	562	1,122	716
				58	43	37	68	92
		企業債償還金	427	462	495	491	511	
		その他	0	300	299	298	300	
		計 ④	1,715	1,734	1,601	2,216	2,086	
		差引不足額 ③-④	△1,211	△837	△1,030	△1,425	△1,399	
	補てん財源	内部留保資金	774	391	631	168	859	
減債積立金		337	331	299	475	18		
建設改良積立金		100	115	100	782	522		
計		1,211	837	1,030	1,425	1,399		
内部留保資金残高			3,656	4,510	4,867	4,443	4,552	
企業債残高			9,097	9,917	9,717	9,508	9,297	

(4) 財政推計(資本的収支・H27年度～H31年度)

料金算定期間

(単位:百万円)

項 目		27年度計画	28年度計画	29年度計画	30年度計画	31年度計画	合計 (H27～H31)
資本的収支	収入						
	企業債	300	300	300	300	300	1,500
	国庫補助金	197	171	72	96	81	617
	一般会計繰入金	37	38	38	38	39	190
	その他収入	141	341	441	442	141	1,506
	計 ③	675	850	851	876	561	3,813
	支出						
	建設改良費 ※4	2,879	2,577	2,126	1,983	2,432	11,997
	拡張費	326	299	170	109	159	1,063
	改良費	2,295	2,048	1,768	1,697	2,057	9,865
消費税	258	230	188	177	216	1,069	
企業債償還金	535	555	575	596	616	2,877	
その他	0	0	0	0	0	0	
計 ④	3,414	3,132	2,701	2,579	3,048	14,874	
差引不足額 ③-④	△2,739	△2,282	△1,850	△1,703	△2,487	△11,061	
補てん財源	内部留保資金	767	559	1,586	1,461	2,269	6,642
	減債積立金	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金	1,972	1,723	264	242	218	4,419
	計	2,739	2,282	1,850	1,703	2,487	11,061
内部留保資金残高		3,454	2,757	2,469	2,304	1,372	
企業債残高		9,062	8,807	8,531	8,236	7,920	

(5) 財政推計 建設改良事業費の内訳(H27年度～H31年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
拡張費	326	299	170	109	159
うち、主な事業					
①配水管整備・輻輳管・公共工事に伴うもの	61	61	61	61	61
②流量調整所新設		109			
③マッピングシステム	60	60			
④玉湯・東出雲・鹿島・遠方監視設備	120	40			
⑤玉造浄水場・防犯設備・自家発電設備			56		
⑥人件費	50	50	50	50	50
改良費	2295	2048	1768	1697	2057
うち、主な事業					
①河川監視・水位計更新		10	15	31	
②千本ダム耐震改修	22	22	55	110	924
③忌部浄水場・耐震化事業	214	214	214	267	184
④竹矢ポンプ場・ディーゼルエンジン更新		55	55		
⑤乃白ポンプ場更新	308				
⑥配水設備機器更新	39	57	95	100	7
⑦忌部・中央監視設備更新	542	437			
⑧管路耐震化・公共工事等布設替え	1107	1162	1146	1046	879

- ⑧管路耐震化
- 平成27年度～31年度 矢田配水池送水管φ600 * 約1,440m
 - 平成27年度～28年度 忌部水系送水管φ400 * 約600m
 - 平成27年度～28年度 春日配水池配水管φ600 * 約250m
 - 平成27年度～28年度 大谷貯水池導水管φ400 * 約2,450m
 - 平成27年度～28年度 乃白ポンプ場送水管φ500 * 約630m
 - 平成28年度～29年度 千本貯水池導水管φ350 * 約430m
 - 平成27年度 矢田配水池西側配水管φ500 * 約120m
 - その他 公設避難所への管路耐震化 約7,800m
 - その他 老朽管耐震化 約5,300m

※ 千本ダム耐震改修、忌部浄水場耐震化等については、平成28年度の簡易水道統合後に再度水需要の動向を精査し、自己水源と県水道用水供給事業(斐伊川水系)、(飯梨川水系)の主要3水源のバランスを見極めた上で実施時期の判断をする予定です。

(6) 改定による料金原価分解表

○料金原価

$$\begin{aligned} \text{営業費用} &= \text{費用合計} - \text{給水収益以外の収益} - \text{営業外費用} \\ &= 3,863,810 - 218,022 - 181,707 \\ &= 3,464,082 \text{ 千円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資本費用} &= \text{営業外費用} + \text{資産維持費} \\ &= 181,707 + 175,000 \\ &= 356,707 \text{ 千円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{料金原価} &= \text{営業費用} + \text{資本費用} \\ &= 3,464,082 + 356,707 \\ &= 3,820,788 \text{ 千円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{準備原価} &= \text{需要家費} + \text{固定費} \times A \\ &= 166,687 + 3,244,952 \times (1 - 0.5236) \\ &= 1,712,582 \text{ 千円 (44.8\%)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{水量原価} &= \text{料金原価} - \text{準備原価} \\ &= 3,820,788 - 1,712,582 \\ &= 2,108,206 \text{ 千円 (55.2\%)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{改定率} &= \left[\begin{array}{c} \text{H27～31年度料金原価平均} \\ \text{H27～31年度現行料金収入平均} \end{array} - 1 \right] \times 100 \\ &= \left[\begin{array}{c} 3,820,788 \text{ 千円} \\ 3,620,050 \text{ 千円} \end{array} - 1 \right] \times 100 \\ &= 5.55\% \end{aligned}$$

H27～31財政推計5か年平均

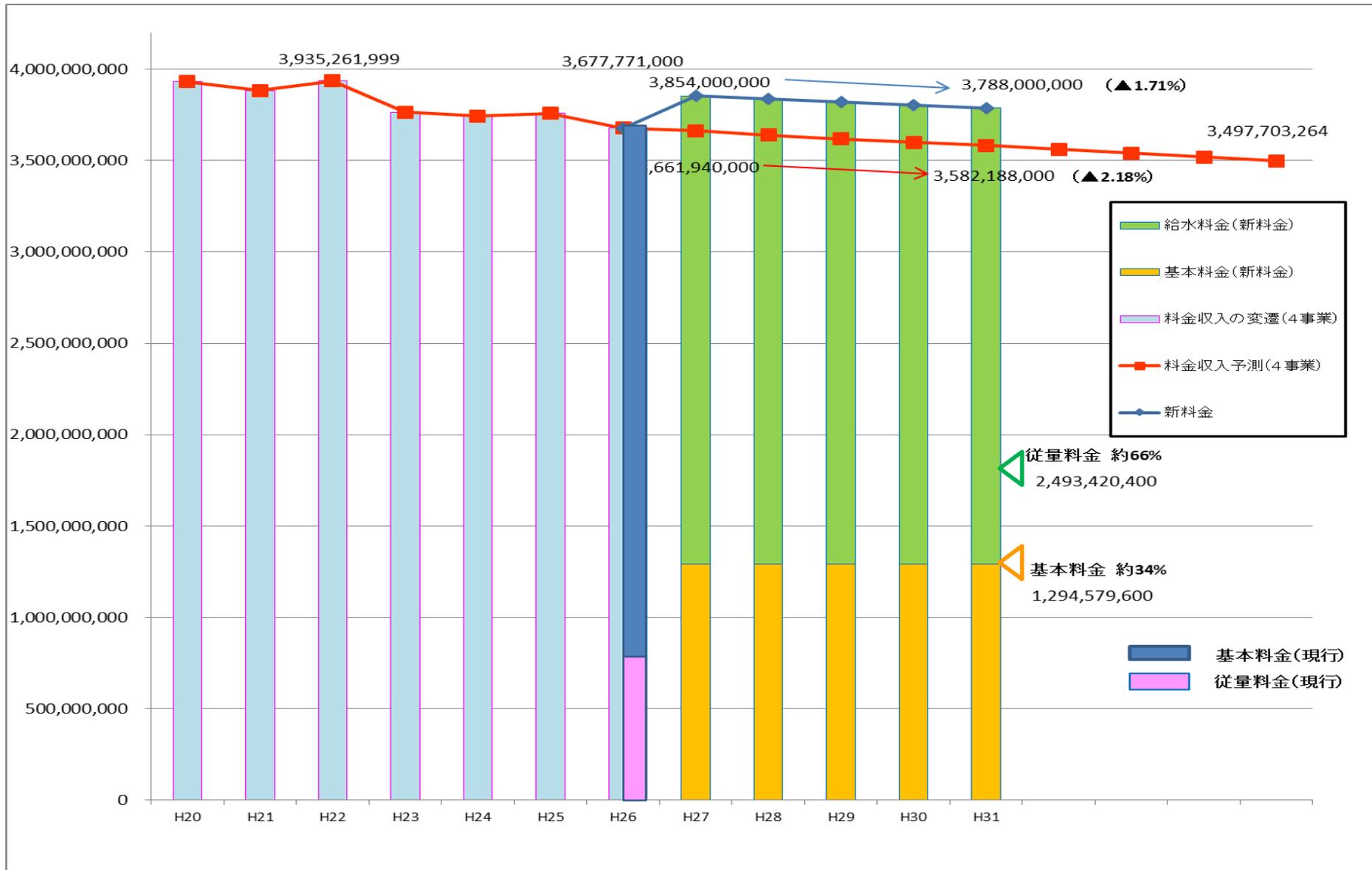
単位：千円

科目	合計金額	需要家費	固定費	変動費
人件費	643,301	96,218	547,083	
委託料	308,369	155,008	153,362	
修繕費	268,200	19,915	248,285	
動力費	90,000			90,000
薬品費	10,000			10,000
材料費	15,600		15,600	
請負工事費	0		0	
その他	74,660	21,145	53,515	
受水費	876,735		567,586	309,149
減価償却費	1,272,247	1,088	1,271,159	
資産減耗費	122,992	105	122,887	
支払利息	181,707	155	181,552	
雑支出	0		0	
費用合計	3,863,810	293,634	3,161,027	409,149
控除項目	218,022	127,097	90,925	
計	3,645,788	166,537	3,070,102	409,149
資産維持費	175,000	150	174,850	
料金原価	3,820,788	166,687	3,244,952	409,149

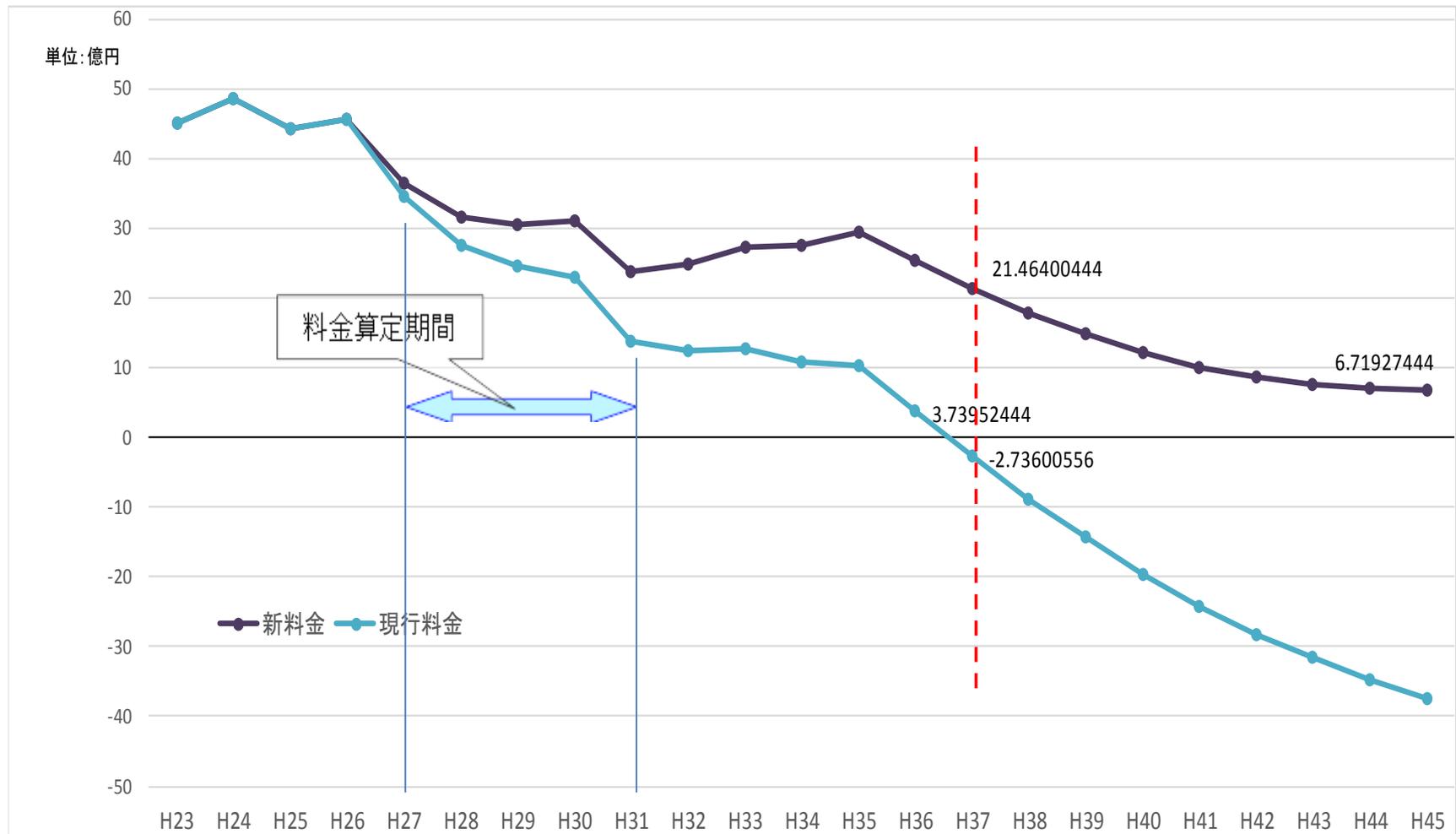
平成27～31年度現行給水収益

	金額
1年あたり	3,620,050 千円

(7) 料金改定後の給水収益の変化



(8) 内部留保資金残高の推移



現行料金では、平成37年度に資金不足・・・この推計には簡易水道統合を含まず

(9) 料金審議会に諮問した料金体系、徴収方法等の内容

- ①市内上水道の4料金体系を統一する。
なお、鹿島町の簡易水道料金も、合併以前の経緯から今回、上水道に合わせる。
- ②料金算定期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とする。
- ③料金体系は、口径別料金体系に統一する。
- ④基本料金と給水料金の割合は、現行の2:8から原則4:6に見直しを行う。
- ⑤給水料金の逡増度は、現行の4.4倍から3.5倍程度に緩和する。
- ⑥生活に必要な最低限の水道水量の料金については、可能な限り配慮する。
- ⑦料金徴収については、市内給水区域全域を隔月検針、毎月徴収に統一し、支払者の負担感の低減を図る。
- ⑧料金改定時期は平成27年1月1日とする。

(10) 料金水準設定の考え方

- ① 一般家庭用の料金は、全国平均程度とする。
- ② メータ口径13mmで1カ月10m³あたりの料金を本市の上水道料金で最も高い水準となる東出雲水道事業に合わせる。
(税抜き1,470円)

※基本料金は、メータ口径25mm以上を現行料金の2倍とし、口径13mm、20mmは、生活に必要な最低限の水道水量の料金に配慮するため、**1.3～1.5倍に抑制**することとした。

※給水料金は、料金水準設定の考え方で東出雲水道事業に合わせるとしたため、最低単価を67円(▲4円)に引き下げるとともに、最高単価も240円(▲70円)と大きく引き下げ、逡増度は3.5倍程度とした。

(11) 現行と諮問の料金比較(現行は旧松江市水道事業)

基本料金 (単位:円 税抜)

メーター口径	現行料金	諮問	増加率
13mm	550	800	145%
20mm	1,100	1,400	127%
25mm	2,600	5,200	200%
30mm	4,000	8,000	200%
40mm	8,200	16,400	200%
50mm	14,000	28,000	200%
75mm	38,000	76,000	200%
100mm	77,700	155,400	200%
150mm	211,100	422,200	200%

※ 30mmの基本料金は、旧松江鹿島水道企業団給水区域のもの

従量(水量)料金 (単位:円 税抜)

水量ランク	現行料金	諮問	増加率
1～10m ³	71	67	94%
11～20m ³	151	180	119%
21～40m ³	270	190	70%
41～60m ³	300	200	67%
61m ³ ～	310	240	77%
逡増格差	4.37倍	3.58倍	

(12) 現行と諮問の料金比較(各使用者・各事業での増減)

(単位:円 税抜)

適用	メーター 口径 (構成比)	1月の 使用量		旧松江市 52,242戸 (80.6%)	旧松江鹿島 水道企業団 4,471戸(6.9%)	玉湯町 2,329戸 (3.6%)	東出雲町 5,804戸 (8.9%)
一般家庭 単身 夫婦のみ	13mm 37,126戸 (57.2%)	10㎡	現行料金	1,260	1,300	1,260	1,470
			諮問料金	1,470			
			差額	210	170	210	0
一般家庭 標準家庭 (両親+子2人)		20㎡	現行料金	2,770	2,900	2,770	3,270
			諮問料金	3,270			
			差額	500	370	500	0
一般家庭 標準家庭 (両親+子2人)	20mm 24,745戸 (38.1%)	20㎡	現行料金	3,320	3,450	2,770	3,340
			諮問料金	3,870			
			差額	550	420	1,100	530
一般家庭 3世代同居		30㎡	現行料金	6,020	6,050	4,280	5,140
			諮問料金	5,770			
			差額	▲250	▲280	1,490	630
個人商店等	100㎡	現行料金	27,120	30,550	20,220	30,540	
		諮問料金	21,270				
		差額	▲5,850	▲9,280	1,050	▲9,270	
事業所 飲食店等	25mm 1,750戸 (2.6%)	500㎡	現行料金	152,620	186,050	137,720	174,560
			諮問料金	121,070			
			差額	▲31,550	▲64,980	▲16,650	▲53,490
事業所 工場等	50mm 341戸 (0.5%)	1,000㎡	現行料金	319,020	389,950	292,720	355,750
			諮問料金	263,870			
			差額	▲55,150	▲126,080	▲28,850	▲91,880
事業所 ホテル・旅館等	75mm 83戸 (0.1%)	4,000㎡	現行料金	1,273,020		1,222,720	
			諮問料金	1,031,870			
			差額	▲241,150		▲190,850	
事業所 総合病院等	100mm 19戸 (0.1%)	8,000㎡	現行料金	2,552,720			
			諮問料金	2,071,270			
			差額	▲481,450			

松江市水道料金・簡易水道使用料審議会

(平成26年5月～ 3回開催・7月11日答申)



(13) 料金審議会での判断

①料金算定期間において、建設改良事業費約120億円が見込まれるが、災害対策として必要不可欠な事業であり、一定の資産維持費を織り込むことにより、平均改定率が5.5%となることは、止むを得ない。

②料金徴収方法について、これまで旧松江市水道事業の区域では、隔月検針・隔月徴収とし、水道料金と下水道使用料の同時徴収を行ってきたため、料金支払いの負担感が大きく、「料金が高い」と感じる要因になっていた。

このことから、発生する経費の縮減に努めることを条件に、改定後は市内を隔月検針、毎月徴収に統一し支払者の負担感の低減を図ることは適切であると判断。

③水道料金の改定時期については、市民への周知期間、水道メータの口径相談などの給水装置に関する対応の期間も含め平成27年1月1日とするのは適切であると判断。

(14) 料金審議会での付帯意見

①料金改定後の事業費や財政状況の検証について

料金算定期間の建設投資は、総額120億円が見込まれ、そのうち創設から100年を経過する水道施設を中心に更新・耐震化を含む改良費が8割強を占める。頻発する自然災害への備えとしても必要な事業であると判断するが、料金改定後の事業費や財政状況の推移など、引き続き経営の健全化を図る努力がなされているか検証を行い、公営企業として能率的、機動的運営にあたるとともに市民への説明責任を果たされたい。

②市民に対する周知の徹底

ア) 広報活動の強化について

市内24箇所での地域説明会や公開シンポジウム「みんなで支える未来の水循環システムを考える」を開催するなど、市民に対する広報活動に対して評価するところではあるが、事業費、経常経費の削減目標をはじめ、水道事業の「見える化」に猶一層取り組まれない。

特に、今回、用途別料金から口径別料金に変更となる玉湯町、東出雲町では、水道メータ口径20mm(月8m³使用)で現行料金に比べ900円から1,000円の増額、その他の地区においても現行より300円程度の増額となるため、時間をかけて理解しやすく説明するとともに水道メータの口径変更など給水装置に関する相談窓口体制の確保や指定給水装置工事事業者への取扱い手法の徹底を図られたい。

イ) 水道水と料金体系の積極的なPR活動

平成25年から製造されたペットボトル(水道水)「松江 縁の水」を活用して子供からお年寄りまでに、水道水の安全性やおいしさ、水源保全の取り組みなどを広くPRし、水源保全の啓発や水道水の飲用促進などに取り組みたい。

また、本市水道料金については、全国水道事業体の平均値を示しているにもかかわらず、歴史的経緯から市民に「高い」というイメージが定着している。時間はかかるが、市民の視点に立った積極的な情報公開を行い、市民との情報の共有化を図りながら事業運営を行うことで、イメージ先行の払拭に努められたい。

③経営の効率化と自助努力について

水道は、ライフラインの一つであり、市民の共有財産であることから、常に経営の効率化、自助努力に努め、市民の信頼を得る必要がある。そのため、水道事業の広域化や公民連携の強化をはじめ、建設事業費、その他経常経費の削減目標を数値化するとともに人員の適正な配置などに取り組み、着実に経営の効率化を図り、引き続き公営企業として上下水道局のあるべき姿を市民に示されたい。

④今後の料金統一の見通しと改定の抑制について

平成28年度には上水道と簡易水道の統合が予定され、あらためて中長期の財政推計が示されるものと思われる。現状においても、独立採算による経営が難しい簡易水道については、上水道との統合後も引き続き国からの補助金や交付税措置により現経営水準が継続できるよう要望活動を強化し、更なる負担増の抑制に努められたい。

18. 市議会での審議

市議会建設環境委員会

- ①簡易水道と統合後の料金はどうなるのか
- ②一般家庭への影響
- ③消費税率改定による負担増との関係
- ④料金改定時期を平成27年1月1日とする理由
などについて集中審議され、一層の経営努力と今後5年～10年程度の料金改定抑制、市民理解を得る努力等を求める意見を付して給水条例等の改正を可決した。



料金改定は、平成24年7月の第二次経営戦略プラン策定から2年の期間を経て、去る10月6日に松江市議会で議決となった。

19. 議決後の市民周知

<具体的な取り組み(1)>

・公民館28か所を対象に各種会合に合わせた説明会

NHKクローズアップ現代で取り上げられた「全国的に老朽化した水道施設の更新が進まない財政事情」なども含めて、本市の水道事業の課題を説明し、老朽化した施設の更新を先送りすることなく実施していくこと、それにより一般家庭で1日あたり10円程度のご負担をお願いすること等を説明している。

・上下水道ニュース

公民館や支所、公共施設に毎月掲示している「壁新聞 上下水道ニュース」の料金改定特別号（A1サイズ～A3サイズまで）を作成
特に公民館の文化祭等でPR

・せせらぎ

水道メータ検針時に配布する「水道かわら版 せせらぎ特別号」を作成し、11月検針時から配布（声掛け運動も）

＜具体的な取り組み(2)＞

・市報まつえ

「市報まつえ12月号」で料金改定・統一をお知らせ

・ケーブルテレビでのデータ放送

市内向けのケーブルテレビ「まつえマーブルテレビ」のデータ放送を使った周知活動を実施

・屋内告知端末・放送

ケーブルテレビが行っている屋内告知端末を使い音声による周知活動を実施

・市営バス内へのポスター掲載

松江市営バスの運転席後方の掲示板（A1サイズ）に料金改定のポスターを掲載

・アンケートモニター、サポーターへの周知

本市上下水道事業のアンケートモニター、サポーターにメール等で料金改定について周知（推進委員会、料金審議会の情報も）

<具体的な取り組み(3)>

・その他の取り組み

★用途別から口径別に変わる地区

玉湯水道事業、東出雲水道事業においては、今回の料金改定・統一によって、これまでの用途別料金から口径別料金となる。

今までは、水道メータ口径に関係なく一般用や営業用として料金設定されてきたことから、過大なサイズの水道メータを設置しているケースも存在する。

このため、玉湯、東出雲の両地区では、料金改定のお知らせのほか、口径25mm以上の水道メータで料金が上がる使用者にメータ口径減径の検討案内を郵送した。

★内部での対応

料金審議会の答申後、料金改定に関するQ&Aを作成し、職員説明会、水道メータ検針・料金徴収業務受託者向け説明会を行ってきた。

また、指定給水装置工事事業者向けの説明会を開催し、料金改定の説明とともに水道メータ減径の相談等の増加が見込まれることへの対応等を周知した。

20. 今後の取り組み

市民との信頼関係の構築

今回の料金改定により、老朽施設の更新・耐震化を進めることができるが、一方では内部努力の見える化にも努めなければならない。

「人件費を含む経常経費10%削減、建設改良事業費20%削減」の目標を定め、削減の取り組みを情報発信する必要がある。

特に建設改良事業は、需要の減少傾向が続く中、自己水源の統廃合、施設規模や管径のダウンサイジング、資機材の見直し、工法の見直し、調達方法の見直しなどによって事業費縮減の成果を上げなければならない。

また、簡易水道の統合に向け公民連携の強化を検討し、さらに将来の水道事業の広域化や広域連携を視野に積極的に経費削減を進めていく必要がある。

この取り組みを市民の皆様に分かっていただかなければ、信頼関係を構築することはできない。

市民と意見交換する場面を積極的に作り、事業の進捗状況、経営状況等を正直に伝え理解を得るとともに信頼関係を構築し、強固なものにしていきたいと考える。



平成27年7月

松江市上下水道局